

6.1.5 建設工事の実施に伴う廃棄物等

1 調査

(1) 調査の手法

①調査項目（調査すべき情報）

建設工事の実施に伴う廃棄物等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあることから、その影響を予測・評価するため、以下の事項について調査しました。

- ア 廃棄物等に係る関係法令等の状況
- イ 廃棄物等の再利用・処分技術に係る現況
- ウ 廃棄物等の処理施設の立地状況
- エ 中間処理施設の処理内容・処理状況
- オ 七隈線における建設工事の実施に伴う処分実績
- カ 工事を実施する地点の土壤の状況

②調査方法

既存の文献または資料により、関係法令等の状況、廃棄物等の処理状況、再利用・処分のための処理施設の立地状況、七隈線における処分実績、現況の土壤の汚染状況等の調査項目に関する情報を収集しました。

③調査地域及び調査地点

調査地域は、七隈線の区間、対象事業実施区域周辺及び工事に伴う廃棄物等の運搬可能な範囲としました。

④調査期間及び調査時期

調査期間等は特に設定しません。

⑤調査手法の選定理由

選定した調査手法は、廃棄物等の状況を把握するための基本的な手法です。

(2) 調査の結果

①廃棄物等に係る関係法令等の状況

廃棄物等に関わる関係法令等の状況について、以下に示します。

ア 循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日 法律第110号 最終改正：平成24年6月27日 法律第47号）

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法令の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るものであります。

「循環型社会」とは、[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会であり、法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義しています。

処理の方法についても「優先順位」を法定化し、[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分との優先順位としています。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日 法律第137号 最終改正：平成24年8月1日 法律第53号）

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準等を定めた法律です。

廃棄物の排出抑制、適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

同法は、廃棄物を「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に分類しています。廃棄物の処理については、産業廃棄物は排出事業者が処理責任をもち、事業者自らか、または排出事業者の委託を受けた許可業者が処理するとされています。また、一般廃棄物は市町村が処理の責任をもつこととされています。

ウ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日 法律第48号 最終改正：平成14年2月8日 法律第1号）

製品のライフサイクル全体を通じて、リデュース・リユース・リサイクルに関する取組みを事業者に求めることにより、資源の有効利用の促進などを図ることを目的としています。

“リサイクル対策（廃棄物の原材料としての再利用対策）”の強化に加え、“リデュース対策（廃棄物の発生抑制対策）”と“リユース対策（廃棄物の部品等としての再使用対策）”を導入しています。

同法は、以下の7つ（特定省資源業種、特定再利用業種、指定省資源化製品、指定再利用促進製品、指定表示製品、指定再資源化製品、指定副産物）を定め、製品の設計・製造技術から回収リサイクル段階までのライフサイクル全体及び副産物の発生抑制・リ

サイクルにおける事業者の取組を促しています。

- (ア) 特定省資源業種（副産物の発生抑制が求められる業種）
- (イ) 特定再利用業種（再生資源・再生部品利用が求められる業種）
- (ウ) 指定省資源化製品（原材料使用合理化、製品長寿命化が求められる製品）
- (エ) 指定再利用促進製品（リユース・リサイクルが容易な設計が求められる製品）
- (オ) 指定表示製品（分別回収の促進のための表示を行うことが求められる製品）
- (カ) 指定再資源化製品（事業者が自主回収や再資源化に取組むことが求められる製品）
- (キ) 指定副産物（再生資源としての利用が求められる副産物）

なお、建設工事において、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は「指定副産物」として、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが特に必要なものとして位置づけられています。

エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

（平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号 最終改正：平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号）

特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（平成 13 年 1 月 17 日告示）において、再資源化等率※の目標は 95% となっています。

※再資源化率：排出量に対する再使用・再生利用された量の比率

オ 建設リサイクル推進計画 2008（平成 20 年 4 月 30 日 国土交通省）

国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象に、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめたものとしています。

本計画のポイントは以下のとおりです。

- ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、再資源化が相当程度進んでおり、今後も高い再資源化率の維持を目指すこととし、他の品目（建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土）については、再資源化率の向上を図ることとしている。
- ・規制的手法に加え、民間の創造的取り組みを推進する。
- ・他の環境施策との統合的展開を意識する。
- ・発生抑制について、より具体的な取組を開始する。
- ・適時適切なフォローアップを実施する。

平成 27 年度における各項目の目標値（再資源化率、建設汚泥は再資源化・縮減率※）は、コンクリート塊は 98% 以上、アスファルト・コンクリート塊は 98% 以上、建設汚泥は 85% になっています。

※再資源化・縮減率：排出量に対する再使用、再生利用及び減量化された量の比率

力 九州地方における建設リサイクル推進計画 2010（平成 22 年 5 月 九州地方建設副産物対策連絡協議会）

本計画は、九州地方における建設リサイクルの目標値の設定や具体的な行動計画をとりまとめたものです。平成 27 年度における各項目の目標値（再資源化率、建設汚泥は再資源化・縮減率）は、コンクリート塊は 98% 以上、アスファルト・コンクリート塊は 98% 以上、建設汚泥は 85% になっています。

キ 福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成 14 年 12 月 27 日 福岡県条例第 80 号 最終改正：平成 23 年 7 月 27 日 福岡県条例第 28 号）

産業廃棄物の不適正処理の防止に関する措置、その他必要な事項を定めることにより、環境への負荷の低減及び生活環境の保全に資することを目的としています。

ク 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 5 年 3 月 29 日 福岡市条例第 26 号 最終改正：平成 24 年 3 月 29 日 福岡市条例第 21 号）

廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理すること、あわせて生活環境を清潔にすることによって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること、並びに資源循環型社会を構築するために必要な事項を定めています。

②廃棄物等の再利用・処分技術に係る現況

平成 21 年度における市内の産業廃棄物の発生量は、表 6.1.5-1 に示すとおり、約 117 万 2 千トンとなっており、平成 20 年度に比べ約 20 万トン（約 15%）減少しています。種類別の発生量は、がれき類が約 69 万 3 千トン、汚泥が約 20 万 7 千トンであり、この 2 種類で全体の 3/4 を占めています。

また、産業廃棄物中間処理の状況については、表 6.1.5-2 に示すとおり、市内で約 76 万 6 千トンが処理され、このうち最も多いがれき類の 9 割以上が再生利用される等、産業廃棄物の減量化及び再生利用が行われています。

さらに、市内の最終処分場において埋立処分される量は、約 8 万 6 千トンになります。

表 6.1.5-1 福岡市内の産業廃棄物発生量

単位：万トン

産業廃棄物の種類	平成 17 年度 市内発生量	平成 18 年度 市内発生量	平成 19 年度 市内発生量	平成 20 年度 市内発生量	平成 21 年度 市内発生量
燃え殻	0.3	0.1	0.2	0.3	0.5
汚泥（有機）	7.4	6.9	7.5	7.9	6.7
汚泥（無機）	24.4	37.7	22.4	21.8	14.0
廃油	1.8	1.7	1.3	1.3	1.3
廃酸	0.2	0.4	0.3	0.1	0.1
廃アルカリ	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
廃プラスチック類	3.7	3.7	4.4	3.9	4.1
紙くず	1.9	1.3	1.1	1.1	1.1
木くず	4.8	5.3	5.5	6.1	4.4
繊維くず	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
動植物性残さ	0.7	0.3	0.4	0.4	0.2
動植物性固形不要物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ゴムくず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず	6.6	5.9	4.8	3.4	3.4
ガラ陶	7.2	9.8	6.0	5.9	5.7
鉱さい	0.3	0.2	0.2	0.1	0.0
がれき類	64.1	71.7	87.3	73.6	69.3
家畜ふん尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家畜の死体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ダスト類	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
政令第 13 号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混合廃棄物	13.1	11.6	12.9	10.8	6.1
合計	137.0	156.8	154.5	137.1	117.2

出典：「ふくおかの環境」（平成 23 年度版 福岡市）

表 6.1.5-2 福岡市内の産業廃棄物処分業者処理状況（平成 21 年度）

単位：トン

	市内発生分	市外発生分	合計
産業廃棄物中間処理量	577,225	188,311	765,536
特別管理産業廃棄物中間処理量	232	38	270
産業廃棄物最終処分量	24,619	60,995	85,614

出典：「ふくおかの環境」（平成 23 年度版 福岡市）

③廃棄物等の処理施設の立地状況

本工事で発生する主な廃棄物等の処理施設を表 6.1.5-3 に示します。また、対象事業実施区域周辺の廃棄物等の処理施設の立地状況は、図 6.1.5-1 に示します。

コンクリート塊の福岡市認定再利用施設は 17 施設、アスファルト・コンクリート塊の福岡市認定再利用施設は 10 施設、建設汚泥の福岡市近郊の中間処理施設は 5 施設です（平成 24 年 2 月 17 日現在）。

表 6.1.5-3 (1) 廃棄物等の処理施設一覧（コンクリート塊）

区分	地点	会社名	施設名称	施設所在地
コンクリート塊 再利用 施設 （中間 処理 施設）	1	樋口産業㈱	建設廃材リサイクルセンター	福岡市博多区千代 6-7-40
	2	九州バイオカーボン㈱	大宰府処理場	福岡県太宰府市大字北谷字夕内 1125-2
	3	エスティ建材㈱	乙石工場	福岡市西区大字吉武 715
	4	㈱西興	大宰府リサイクル第 1 工場	福岡県太宰府市大字北谷字只越 868
	5	㈱岩室商会	乙石リサイクルセンター	福岡市西区大字吉武字荻原 694
	6	鹿島道路㈱、㈱三和興業	篠栗リサイクルセンター	福岡県粕屋郡篠栗町大字内住字尾花 4156
	—	大成ロテック㈱、三井住建 道路㈱共同企業体	玄海アスコン	福岡県粕屋郡新宮町大字上府勘田 1522-1
	7	㈱都市資源開発	中間処理工場	福岡県粕屋郡須恵町大字植木字赤石 2047-91
	—	松隈重機工業㈱	松隈重機リサイクルプラント	福岡県糸島市志摩松隈 593
	—	木原碎石工業㈱	中間処理施設	福岡県糸島市志摩桜井 155
	—	㈲女天矽業所	中間処理施設	福岡県糸島市志摩桜井 2144
	8	㈱和幸商会	コンクリートリサイクルプラント	福岡市博多区大字金隈 812-124
	9	松栄興産㈲	中間処理施設	福岡市西区大字桑原 1395-1
	10	㈱坂本工業	新宮リサイクルセンター	福岡県粕屋郡新宮町の野字長浦 737-56
	11	㈱NIPPO	福岡合材工場	福岡県粕屋郡宇美町障子岳南 5-4-1
	12	㈱澄男工業	東浜リサイクルセンター	福岡市東区東浜 2-85-24
	—	㈱環境施設	㈱環境施設リサイクルプラント	福岡県筑紫野市大字山家 2060-7

※ 「-」については、図 6.1.5-1 の図の範囲外の施設を示す。

出典：「福岡市財政局資料」

表 6.1.5-3 (2) 廃棄物等の処理施設一覧（アスファルト・コンクリート塊）

区分	地点	会社名	施設名称	施設所在地
アスファルト・コンクリート塊再利用施設 （中間処理施設）	13	興和道路㈱	福岡合材工場	福岡市博多区金の隈 1-34-13
	—	大成ロテック㈱、三井住建道路 ㈱共同企業体	玄海アスコン	福岡県糸島郡新宮町大字上府勘田 1522-1
	14	㈱NIPPO	福岡合材工場	福岡県糸島郡宇美町障子岳南 5-4-1
	15	世紀東急工業㈱、(株)ガイアート T・K福岡合材共同企業体	福岡混合所	福岡県糸島郡宇美町大字井野 710-5
	16	前田道路㈱	福岡東合材工場	福岡市東区松島 6-10-1
	17	鹿島道路㈱、(株)三和興業	篠栗リサイクルセンター	福岡県糸島郡篠栗町大字内住字尾花 4156
	—	日本道路㈱	福岡合材センター	福岡県宗像市大字石丸字御鹿倉山 620-2
	18	日本道路㈱	西福岡合材センター	福岡市西区大字太郎丸字下割 868-1
	—	㈱NIPPO	前原合材工場	福岡県糸島市東 1765-1
	19	前田道路㈱	福岡合材工場	福岡県大野城市御笠川 2 丁目 14-4

※「-」については、図 6.1.5-1 の図の範囲外の施設を示す。

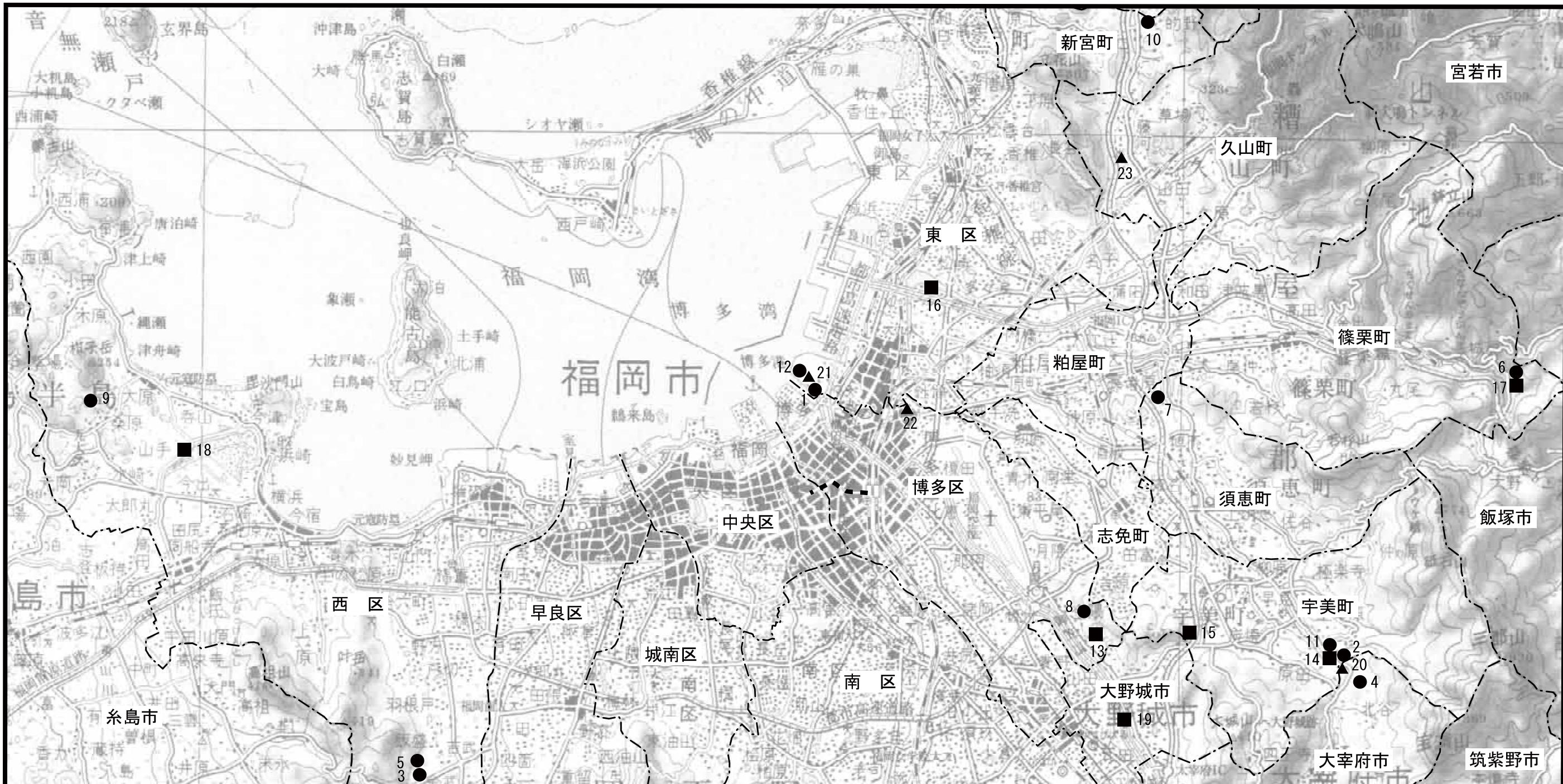
出典：「福岡市財政局資料」

表 6.1.5-3 (3) 廃棄物等の処理施設一覧（建設汚泥）

区分	地点	会社名	施設名称	施設所在地
建設汚泥中間処理施設	20	九州バイオカーボン㈱	—	福岡県太宰府市大字北谷字夕内 1125-2
	21	樋口産業㈱	—	福岡市東区東浜 2-24-1
	22	㈱環境開発	—	福岡市博多区吉塚 6-13
	23	㈱ソイルマネジメントジャパン	—	福岡県糸島郡久山町山田 2296
	—	㈱環境施設	—	福岡県筑紫野市大字山家 2060-7

※「-」については、図 6.1.5-1 の図の範囲外の施設を示す。

出典：「福岡市財政局資料」



凡 例 ----- 対象事業実施区域

● コンクリート塊認定再利用施設

■ アスファルト塊認定再利用施設

▲ 建設汚泥（中間処理施設）

注：対象事業実施区域周辺にある処理施設のみ記載



N
1:100,000

0 2000m 4000m

図 6.1.5-1 廃棄物等の処理施設の立地状況図

④中間処理施設の処理内容・処理状況

コンクリート塊については、鉄筋とコンクリートに分け、処理された碎石原料は破碎機に投入され、主に路盤材料（再生クラッシャーラン）として再生されています。

アスファルト・コンクリート塊については、アスファルト発生材を原料として、加熱混合し、主に舗装材料（再生加熱アスファルト混合物）として再生されています。

建設汚泥については、脱水等を行い減容化して、最終処分場へ搬入されるほか、一部は脱水・固化等して路盤材料（汚泥再生クラッシャーラン）や埋戻材（流動化処理土）として再生されています。

⑤七隈線における建設工事の実施に伴う処分実績

七隈線における建設工事に伴い発生した廃棄物等の処分の実績を表6.1.5-4に示します。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、福岡市認定再利用施設に搬入し、路盤材料、舗装材料として再生されています。また、建設汚泥は最終処分場または中間処理施設に搬入され、中間処理施設に搬入された建設汚泥は、減容化され、最終処分場へ搬入されています。

表 6.1.5-4 七隈線工事における廃棄物等処分量

単位 : m³

	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設汚泥
処 分 量	79,000	39,000	360,000

⑥工事を実施する地点の土壤の状況

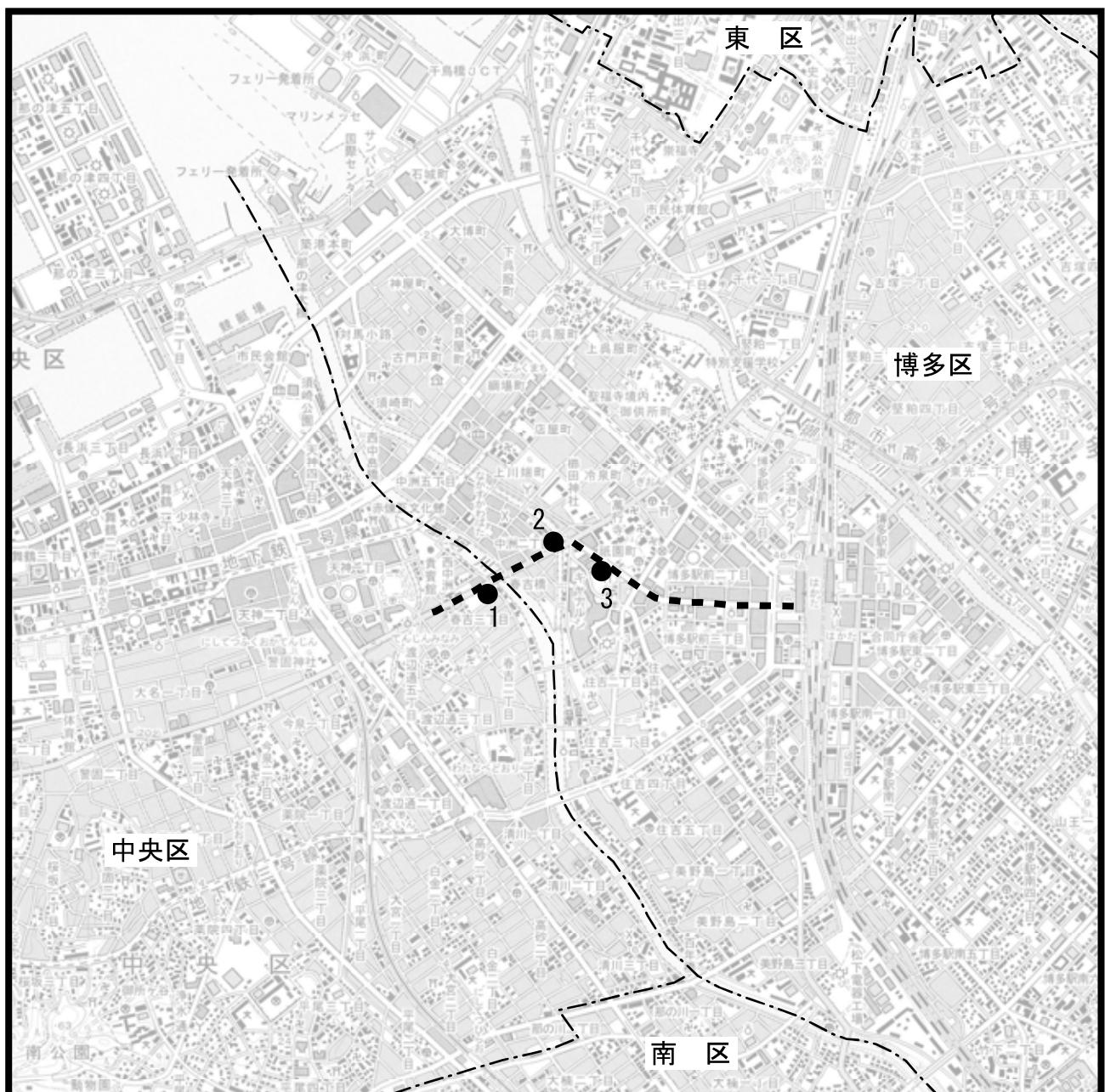
「平成23年度地下鉄3号線地質調査業務委託」（福岡市交通局）で調査した、対象事業実施区域における土壤の状況について、調査位置を図6.1.5-2、調査結果を表6.1.5-5に示します。

調査は、自然由来で土壤から検出されるおそれがある重金属等の含有量、溶出量について行いました。調査位置は、シールド工事により土砂を掘削すると想定される地点（①、②）及び開削工事により土砂を掘削すると想定される地点（③）としました。調査の結果、全地点において、「土壤汚染対策法」（平成14年5月29日 法律第53号 最終改正：平成23年6月24日 法律第74号）に基づく基準値を満足していました。

表 6.1.5-5 対象事業実施区域における土壤調査結果

	地点	地点①	地点②	地点③			土壤汚染対策法基準値	判定 以下：○ 超過：×	
	土質	洪積砂質土		沖積砂質土	洪積砂質土				
	地表面からの深さ	18.00 ～18.60m	20.00 ～20.50m	8.00 ～8.50m	14.50 ～14.80m	19.00 ～19.25m	26.00 ～26.50m		
溶出試験 mg / L	カドミウム	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下 ○	
	六価クロム	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05 以下 ○	
	水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 以下 ○	
	セレン	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下 ○	
	ヒ素	0.001 未満	0.002	0.005	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下 ○	
	鉛	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下 ○	
	ふつ素	0.2	0.4	0.2	0.2	0.2 未満	0.2 未満	0.8 以下 ○	
	ほう素	0.09	0.05	0.03	0.02 未満	0.03	0.02 未満	1 以下 ○	
含有量試験 mg / kg	カドミウム	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	150 以下 ○	
	六価クロム	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	250 以下 ○	
	水銀	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	15 以下 ○	
	セレン	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	150 以下 ○	
	ヒ素	1	1	2	1 未満	1	6	150 以下 ○	
	鉛	4	4	2	1	2	2	150 以下 ○	
	ふつ素	10 未満	10 未満	20	20	10	50	4,000 以下 ○	
	ほう素	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	4,000 以下 ○	

※含有量試験は、その化合物も含む



凡 例

----- 対象事業実施区域

● 調査地点

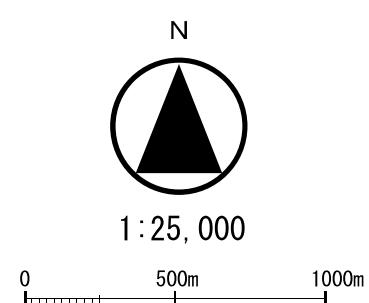


図6.1.5-2 土壤調査地点図

2 予測

(1) 予測の手法

①予測項目及び予測方法

建設工事の実施に伴う廃棄物等の発生量について、施工計画を基に、廃棄物等の種類ごとに予測し、その再利用・処分方法などについて予測しました。

②予測地域及び予測地点

廃棄物等の発生が考えられる対象事業実施区域を予測地域としました。

③予測対象時期等

廃棄物等が発生する建設工事の施工中を予測対象時期としました。

④予測手法の選定理由

廃棄物等の予測手法としては、一般的なものです。

(2) 予測の結果

本工事で発生する廃棄物等は主に、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥であり、発生量は表 6.1.5-6 に示すとおりと予測されます。

コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は、表 6.1.5-3 (P. 232～P. 233 参照) に示す福岡市認定再利用施設への搬入を原則とし、搬入されたコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は路盤材料や舗装材料として再生され、対象事業および他の公共工事等で再利用されます。

建設汚泥は、表 6.1.5-3 (P. 233 参照) に示す中間処理施設または最終処分場に搬入され、中間処理施設に搬入された建設汚泥は脱水等を行い減容化され、最終処分場に搬入されるほか、一部は路盤材料や埋戻材料に再生され、対象事業および他の公共工事等で再利用されます。

また、その他の廃棄物等については、関係法令等を踏まえて適正に処理・処分を行います。

よって、工事に伴い発生する廃棄物等は関係法令等を踏まえて適正に処理されると予測されます。

表 6.1.5-6 建設工事の実施に伴う廃棄物等の発生量

区間 (場所)	発生量		
	コンクリート塊 (m ³)	アスファルト コンクリート塊 (m ³)	建設汚泥 (m ³)
天神南駅～中間駅間	—	—	27,900
中間駅	—	700	13,500
中間駅～博多駅間	—	—	18,800
博多駅折り返し線部	1,800	—	—
博多駅	1,800	200	4,800
合 計	3,600	900	65,000

3 環境保全措置

予測の結果、建設工事の実施に伴い、主にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥が発生し、対象事業実施区域外に搬出されますが、環境影響をできる限り回避・低減させるため、表 6.1.5-7 に掲げる環境保全措置を検討し、その結果「建設汚泥の減容化」を実施します。

表 6.1.5-7 建設工事の実施に伴う廃棄物等に関する環境保全措置の検討結果

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	環境保全措置の効果並びに不確実性の程度	措置の区分	採用の有無	実施主体	妥当性の理由	当該措置を講じた場合の環境の状況の変化
工事の実施	建設工事の実施	廃棄物等の発生	発生量の低減	建設汚泥の減容化	建設汚泥については、原則として中間処理施設に搬入するなど中間処理を行い、最終処分量の縮減に努めます。	低減	有	事業者	工事計画の管理により実行可能な範囲で低減の効果が期待できます。
				発生する廃棄物等の発生総量の削減	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等について、発生総量削減の視点で施工計画を検討し、総量の低減に努めます。	低減	無	事業者	発生総量を削減することは、工事計画上、困難です。

さらなる低減を図るための配慮事項として、「(2) 調査の結果 ①廃棄物等に係る関係法令等の状況」(P.228～P.230 参照)に示す関係法令等を踏まえて、埋戻しや道路復旧等において可能な範囲内で再生材を利用するなど、工事の実施において再生資源の利用に努めてまいります。

4 評価

環境影響の程度に応じて実施する環境保全措置によって、事業者により実行可能な範囲内で環境影響が回避・低減されているかどうかを評価しました。

なお、環境影響の程度は、「関係法令等に準じて工事に伴い発生する廃棄物等が適正に処理されるか」を評価の基準としました。

建設工事の実施に伴う廃棄物等の予測結果は、対象事業で発生する廃棄物等は主に、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥となります。七隈線の建設工事と同様に、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、福岡市認定再利用施設へ搬入され、同施設で再生された材料は対象事業および他の公共工事等で再利用され、建設汚泥については、中間処理施設または最終処分場に搬入され、中間処理施設に搬入された建設汚泥の一部は再生材料となり対象事業および他の公共工事等で再利用されると予測されます。よって、工事に伴い発生する廃棄物等は関係法令等を踏まえて適正に処理されると予測されます。

さらに、建設汚泥は原則として中間処理施設に搬入し、最終処分量の縮減に努めるなど事業者により実行可能な範囲内で保全対策を実施します。また、「(2) 調査の結果 ①廃棄物等に係る関係法令等の状況」(P.228～P.230 参照)に示す関係法令等を踏まえて、埋戻しや道路復旧等において可能な範囲内で再生材を利用するなど、工事の実施において再生資源の利用に努めてまいります。

以上のことから、事業者により実行可能な範囲内で環境影響が回避・低減されているものと評価しました。